

改憲手続法案 与党案・民主党案と「修正案」

与党修正案 070327提出
 民主修正案 070410提出

070410 田中 隆

No	項目	与党案		民主党案		異同	0612異同	備考・論点
		原案	修正案	修正案	原案			
1	対象	改憲国民投票	「憲法改正を要する問題、対象となり得る問題での国民投票制度」について速やかに検討を加え、必要な措置を講じる。	「憲法改正の対象となり得る問題など別法で定める問題」も対象とする。施行までに別法を整備。	改憲国民投票+国政問題国民投票	△	△	原案よりは接近。別法、必要な措置に先送りするが、民主案は国民投票導入が前提。「政治的対抗軸」の要素も強いと思われる。
2	投票権	満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 公選法等の改正までは満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 経過措置は規定せず。	満18歳以上 国会議決で満16歳以上	○	●	「公選法・民法等」が改正されなかった場合に違いがでる。
3	賛否の記載	賛成=○、反対=×の自書	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効		○=自書、反対=記載なし	●	△	「賛成票+反対票」とする「修正案」の「投票総数」は、有効投票数の「言葉の言い換え」で明らかな詭弁。最低投票率は「一致して拒否」し、「少数の賛成で改憲」の危険は変わらない。多数の意思でのみ改正ができる硬性憲法の意味を没却(★)。
4	国民の承認	有効投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超 投票総数=賛成票+反対票		投票総数の2分の1超	●	○	
5	国民投票運動を禁止する特定公務員	選管委員・職員、広報協議会事務局職員 裁判官、検察官、公安委員、警察官	選管委員・職員、広報協議会事務局職員		選管委員・職員、広報協議会事務局職員	●	●	裁判官、検察官、警察官の「運動の自由」を認めた。
6	地位利用による国民投票運動の制限	公務員等、教育者違反に罰則	公務員等、教育者(特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力) 違反に罰則は設けない		(規定なし)	●	●	与党修正は061214で確認した政治的行為の制限排除を復活させた。組合活動を含む組織的行為への規制を引出す危険が大。「地位利用」の罰則はなくなったが、禁止規定は生きているから行政処分の対象とはなり得る。改憲派首長や行政トップの武器になり、威嚇的效果は大(★)。
7	公務員の政治的行為の制限	(規定なし)	適用除外は規定せず。 施行までに国公法等について必要な法改正を行う。	国民投票運動や意見の表明については、国公法、地公法等の政治的行為の制限は適用しない。	(規定なし)	△	●	
8	政党等による放送、新聞広告	政党に無料放送。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	広報協議会が改憲案を広報。政党の意見広告を広報に組み込む。政党に無料放送。賛成の政党、反対の政党に同一の時間数、同等の時間帯。放送、広告の一部を政党の指名する団体に行なわせることができる。	政党に無料新聞広告。賛成の政党、反対の政党に同一の寸法、回数。無料新聞広告は認めず。	政党に無料放送。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	○	○	「会派比例」から「賛否平等」にスライドしたが、政党以外の団体には直接は認めず。政党の広告が広報協議会が行う広報に組み込まれ、全体が「改憲案を啓蒙宣伝する改憲キャンペーン」とされる危険が生じた。06年12月時点では記載なし(★)。
9	国民投票運動のための広告放送	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	投票日の14日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	発議から投票日までの全期間、テレビ・ラジオによる広告放送の全面禁止	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	△	△	与党修正案は7日を14日にしただけで本質は変わらず。「カネで憲法を動かす」危険が大(★)。この点では、民主修正案は全面禁止に踏み込んだ。放送法第3条は両案提出段階で加わった。
			放送法3条(政治的公平など)の趣旨への留意規定をおく。			●	—	
10	多数人買収罪	もうける	「明示的な勧誘」等の限定を付して規定。		(規定なし)	●	●	運動への弾圧・干渉に利用される危険。
11	施行日審査会の権限	2年(凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結		2年(凍結規定なし)	●	●	発議のための審査だけ凍結し、国会法改正施行。審査会は動き出し、改憲に向けた調査検討や改憲案の作成は可能(★)。
12	発議単位	内容において関連する事項ごと	内容において関連する事項ごと		内容において関連する事項ごと	●	●	「関連」は発議する国会の認定にかかる。個別条項ごととは限らない(★)。

異同 ●=完全一致、○=ほぼ一致、△=一致せず

(★) 深刻な問題を残している部分

「0612異同」は12月14日発表の修正案の異同。—は当時は規定なし。

anseihyou